

## 利用手順

### < 1. 料理屋・芸妓の予約 >

- ・宴席主催者が自身で料理屋を予約してください。
  - ・芸妓の予約も料理屋に依頼してください。
  - ・予約の際に「商工会議所の芸妓お試し事業を使う」と料理屋に伝えてください。
- ✿芸妓の予約方法はこちらの動画でもご紹介しています✿

▶ [「お座敷に古町芸妓を呼んでみよう！～予約・利用手順～」](#)



↓ YouTubeページ



※料理屋ごとに利用回数に上限を設けています。ご希望の店舗で当事業を利用できない場合もありますのでご了承ください。

### < 2. 当事業利用の申込み >

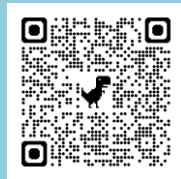
料理屋と芸妓を確保したうえで、[申込みフォーム](#)にて当所宛てに利用をお申し込みください。

※原則開催日の10日前までにお申し込みください。

※フォームには、新潟ビギナーの方の着任年月や所属をご入力いただきます。

※入力内容に誤りがあった場合は、かかった花代を請求することがあります。

申込みフォーム



### < 3. 利用承諾 >

当事業の対象となることが確認できたら、「利用承諾書」をお申し込みご担当者宛にメールでお送りします。

### < 4. 宴席当日 >

- ・ < 3 > で発行した「利用承諾書」と、新潟ビギナーの方の名刺を、料理屋に渡してください。
- ・ 料理屋に飲食代（追加の花代があればそれもあわせて）を支払ってください。

【本件担当】

新潟商工会議所 事業部 地域振興課

〒950-8711

新潟市中央区万代島5-1万代島ビル7階

T E L : 025-290-4207

メール : [chiiki@niigata-cci.or.jp](mailto:chiiki@niigata-cci.or.jp)